

第3章 米国の電子投票

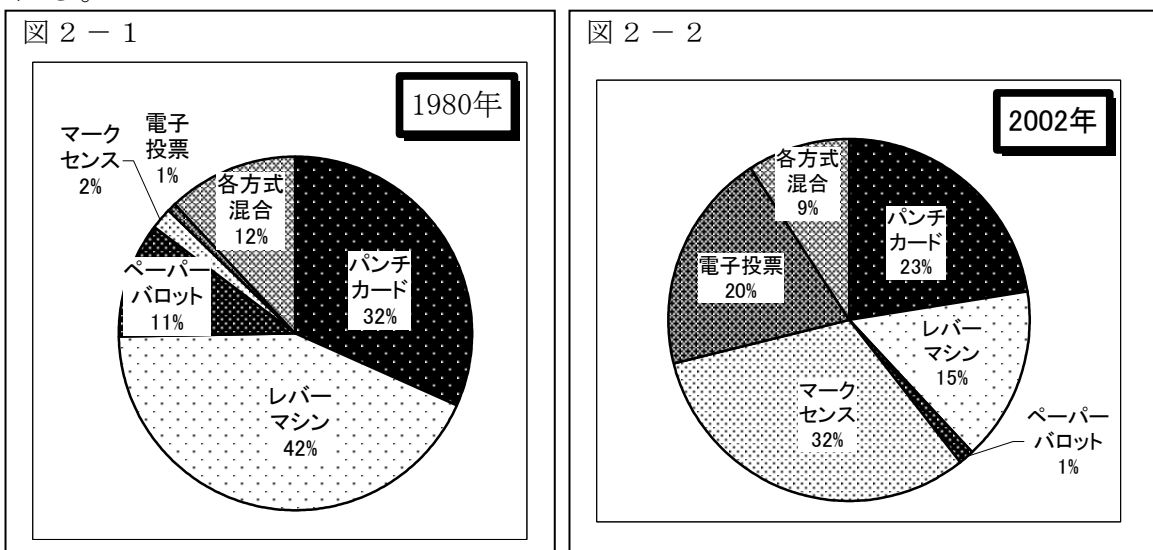
第1節 投票方法

1 投票機器

投票方法については、各州の法律で定められているが、どのように投票を行うまたはどのような投票機器を使用するかは、ほとんどの州でカウンティに委任されている。図2-1は1980年の全米の選挙人登録者における各機器の使用割合、図2-2は2002年のものである。

1980年にはレバーマシン、パンチカードおよびペーパーバロットの3方式で全体の85%をしめているが、フロリダでの大統領選挙での騒動を経た2002年には、不明票が発生しやすいレバーマシン、パンチカードおよびペーパーバロット（39%）に変わり、マークセンスおよび電子投票が採用（52%）されるようになった。

2002年に成立した「2002年米国投票制度改善法」（Help America Vote Act. (H. R. 3295)）の後押しにより、今後、不明票が発生しにくく、二重投票のできないマークセンスおよび電子投票機器の割合が高まると考えられる。



出典「New York Times」 November,28,2002

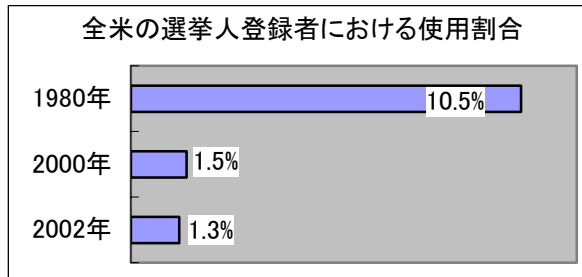
2 投票機器の種類

投票機器は大きく 5 種類に分けることができる。

(1) ペーパー方式 (PAPER BALLOTS)

紙の投票用紙に印刷された候補者にマークした後、投票箱に入れることによって投票が終了。選管職員が集計する。

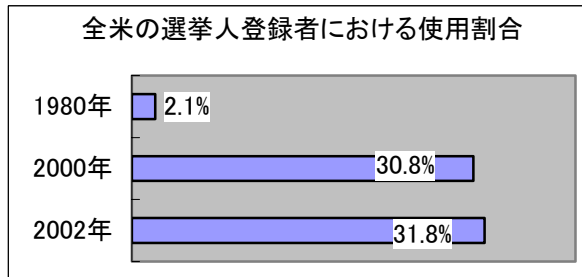
1980 年に全米の選挙人登録者における各機器の使用割合でいうと 10.5%であったが、減りつづけ 2002 年には 1.3%となった。



出典「New York Times」November, 28, 2002

(2) マークセンス方式 (OPTICAL SCAN)

候補者の名前の横に印刷された空欄を塗りつぶす。集計は機械で行う。1980 年にはわずか 2.1%であったが、不明票が発生しにくいこと、票の集計を機械で行うことによる開票時間の短縮を図ることができることから今後、電子投票とともに使用割合が増加すると考えられる。



出典「New York Times」November, 28, 2002

マークセンス投票用紙

CALHOUN COUNTY, W. VA. GENERAL ELECTION

OFFICIAL BALLOT INSTRUCTIONS TO VOTER

- To vote you must darken the oval (●) completely next to candidate or issue of your choice.
- Use only the special pencil provided.

STRAIGHT TICKET VOTERS: "IF YOU MARKED A STRAIGHT TICKET: When you mark any individual candidate in a different party, that vote will override your straight party vote for that office. When you mark any individual candidate in a different party for an office where more than one will be elected, YOU MUST MARK EACH OF YOUR CHOICES FOR THAT OFFICE because your straight ticket vote will not be counted for that office."

STRAIGHT PARTY TICKET
(Vote For Not More Than ONE Party)

- ☐ DEMOCRATIC PARTY
- ☐ REPUBLICAN PARTY
- ☐ LIBERTARIAN PARTY
- ☐ NATURAL LAW PARTY
- ☐ MOUNTAIN PARTY
- ☐ REFORM PARTY
- ☐ GREEN PARTY

NATIONAL TICKET FOR PRESIDENT
(Vote For ONE)

- ☐ AL GORE (DEM) Carthage, TN
- ☐ JOE LIEBERMAN (DEM) New Haven, CT
- ☐ GEORGE W. BUSH (REP) Austin, TX
- ☐ DICK CHENEY (REP) Wilson, WY
- ☐ HARRY BROWNE (LIB) Franklin, TN

FOR U.S. HOUSE OF REPRESENTATIVES 2nd Congressional District
(Vote For ONE)

- ☐ JIM HUMPHREYS (DEM) Charleston Kanawha Co.
- ☐ SHELLEY MOORE CAPITO (REP) Charleston Kanawha Co.
- ☐ JOHN BROWN (LIB) Hurricane Putnam Co.
- ☐ (WRITE-IN, IF ANY)

STATE TICKET FOR GOVERNOR
(Vote For ONE)

- ☐ BOB WISE (DEM) Glendon Kanawha Co.
- ☐ CECIL H. UNDERWOOD (REP) Huntington Cabell Co.
- ☐ BOB MYERS (LIB) Huntington Cabell Co.
- ☐ RANDALL B. ASHELMAN (NAT) Shepherdstown Jefferson Co.
- ☐ DENISE GIARDINA (MTN) Charleston Kanawha Co.
- ☐ (WRITE-IN, IF ANY)

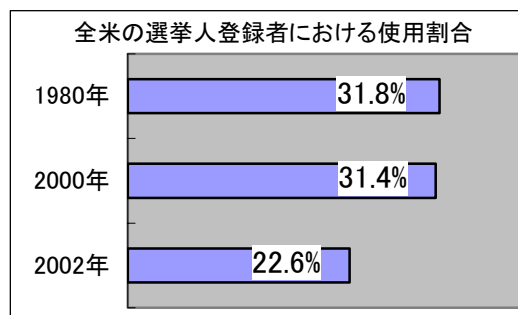
FOR SECRETARY OF STATE
(Vote For ONE)

- ☐ JOE MANCHIN (DEM) Fairmont Marion Co.
- ☐ NO CANDIDATE NOMINATED (REP)
- ☐ BOOCHIE MYERS (LIB) Huntington Cabell Co.
- ☐ (WRITE-IN, IF ANY)

FOR AUDITOR

(3) パンチカード方式 (PUNCH CARD)

投票用紙を候補者のリストが印刷されている機械に入れ、支持する候補者の横にある穴に鉛筆を押し込むことにより、投票用紙に穴をあける。選管職員が集計用機械で読みとり集計する。2000年の大統領選挙で問題となった投票機器であり、別名「バタフライ」とも呼ばれる。1980年から2000年の間の使用割合はほとんど変化ないが、大統領選挙後の2002年には、1割近く減少している。



出典「New York Times」November, 28, 2002

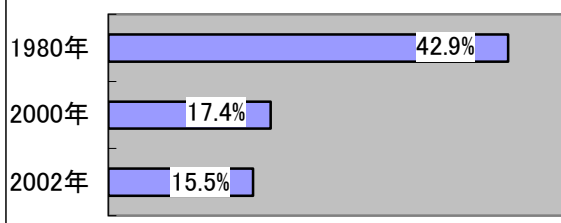
パンチカード方式



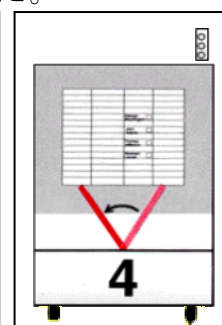
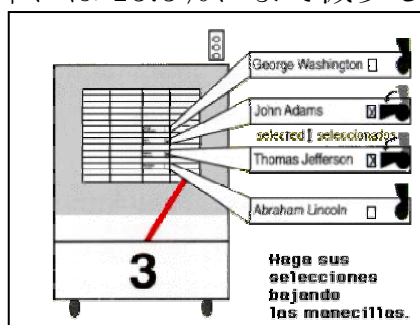
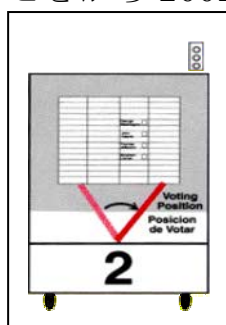
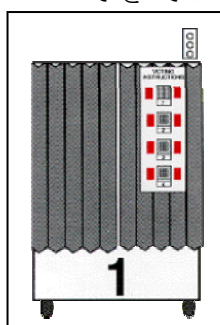
(4) レバーマシン方式 (LEVER MACHINES)

機械に候補者リストが記載されており、リストの横にある小さなレバーを下げることによって候補者を選択する。その後、前面にあるレバーを横に倒し、投票を確定させる。選管職員が機械に表示されている得票数を集計する。1980年には選挙人登録者数の半数近い割合を占めていたが、機械が大きいことによる移動の不便であること、既に部品の入手が難しく修理ができなくなっていることから2002年には15.5%にまで減少した。

全米の選挙人名簿における使用割合

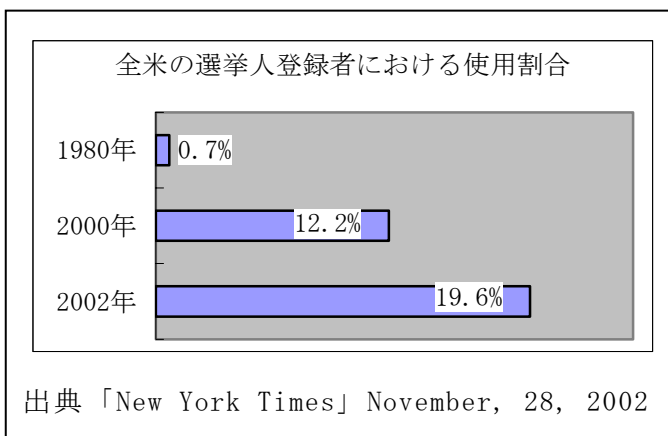


出典「New York Times」November, 28, 2002



(5) 電子投票方式 (ELECTRONIC)

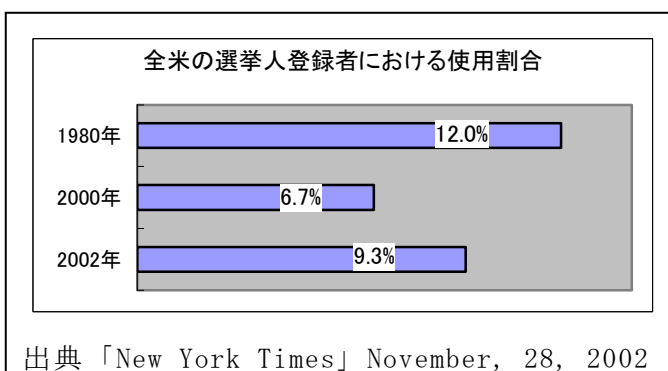
ボタンまたはコンピュータ等の画面を押す若しくはダイヤルを回すことにより候補者を選択する。集計はフラッシュメモリーカード等のデータカートリッジから自動的に行う（電話回線を使用してデータを送信するタイプもある。）。1980年には、ほとんど使用されていなかったが、2000年の大統領選挙以降、正確性と利便性から急速に使用割合が増加した。



(6) 各方式混合 (MIXED SYSTEM)

上記5つの方式を混合して使用している。各州の財政状況によっては、予算がなく一部の投票所だけに電子投票機器を導入し、その他の投票所では既存の機器を使用している団体もある。

また、不在者投票は、マークセンス、選挙の当日は電子投票としている自治体もある。



3 投票システムのガイドライン (Voting System Standard) 作成

(1) 概要

1970年代には、投票システムのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が定められていなかったため、誰でも投票機器を売ることができ、不具合も多く投票手続きに関する選挙人の懸念を引き起こした。1982年に連邦議会は米国連邦選挙委員会（Federal Election Commission）にコンピュータを使用した投票システムのための基準を策定するよう予算措置を行い、その後1990年最初のガイドラインが作成された。また、ガイドラインは、技術の発展に伴い変更する必要があるため、5年を目安に改訂される。2002年4月には最新のガイドラインが公表された。

このガイドラインには、強制力がないため、州によってはガイドラインを採用していない、または、全米州選挙管理者協会（National Association of State Election Directors）（以下「NASED」という。）によって指定された独立検査機構（Independent Testing Authority（以下「ITA」という。））の検査を受けることを業者に要求していない州もある。

2001年現在でガイドラインの採用またはNASEDによって指定されたITAの検査を受けることを企業に要求している州は、35州¹である。

(2) 関連組織

① 全米州選挙管理者協会

(National Association of State Election Directors)

全米州選挙管理者協会は、各州の選挙管理委員会または政党により指名された者若しくは知事により任命された者等から構成される組織である。年間の予算は4万ドルであり、そのほとんどは人件費に充てられる。

投票システムがガイドラインをクリアしているかどうかNASEDが、認定する。全米州務長官協会(National Association of Secretaries of State)と同じ事務所内にあり、年1回の年次総会を共同で開催している。

② 全米州務長官協会

(National Association of Secretaries of State)

全米州務長官協会(以下「NASS」という。)は、州務長官または、副長官等から構成される組織である。

年間予算は、30万ドルであり、そのほとんどは人件費と選挙の啓発のために使用される。職員は、フルタイム2名、パートタイム1名の組織である。

職員の不足からNASSが独自の事業を持っているわけではなく、各州の州務長官または州が行っている投票率の向上、選挙啓発等選挙全般に渡るプログラムを集めて、各州に紹介をしている。

1988年には、なぜ18歳から24歳の投票率が低いのかという調査を民間会社に委託し、報告書²を作成した。

③ 独立検査機構(Independent Testing Authority)

独立検査機構の理事をNASEDのメンバー数人が務めている。投票機器がガイドラインに合格しているかの認定の申請の検査は全てここで行われる。機器は技術の進歩が著しいので、部品毎に検査を行う。もし、システム全体が合格であれば、全体を合格とする。新しいソフトが組み込まれる場合には、そのソフトについてもITAで検査をする必要があるが、州は必ずしもガイドラインに沿った製品を使用しなければならないという強制力はない。なお、ITAは全ての予算をElection Centerに依存している。

¹ アラバマ州、アラスカ州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、フロリダ州、ジョージア州、ハワイ州、アイダホ州、イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ミズーリ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、オハイオ州、ペンシルバニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、バージニア州、ワシントン州、ワイオミング州

² 「New Millennium Project」

④ Election Center

NASED および NASS の二つの組織だけでは、予算も人員も足りないことから民主主義の重要な要素である選挙制度の向上と発展を図るため Election Center が設立された。

州務長官、選挙管理委員、選挙担当者、地方団体の選挙が重要だと認識する議員により構成された組織である。年次総会が年 1 回開催され、その場では、良い実例についての意見交換、現在の選挙に関する問題についての討論を行う。また、構成員には選挙機器についての知識が要求されることから、それを満たすため電子投票機械を製造している企業が年次総会で、それぞれの投票機器のデモンストレーションを行う。

(3) 検査から購入までの流れ

- ① 検査を希望する企業は、ITA に検査の依頼を行う。
- ② ITA の検査の結果、ガイドラインを満たしていると認められれば、NASD が認定し、認定番号を発行する。
- ③ 各州またはカウンティは認定情報を参考にし、投票機器を購入する。

ガイドラインを満たした投票機器の一覧（抜粋）

National Association of State Election Directors			
VOTING SYSTEMS THAT ARE NASED QUALIFIED			
COMPANY	MODEL NUMBER	STATUS	COMMENTS
AVANTE	VOTE TRAKKER EVC308	NASED#0114-4.3 - 1990	FIRMWARE RELEASE 4.4.3 (6.10.02)
COMPUTING DEVICES	VS DRE TOUCHSCREEN (ELEX) (8-27-97)	NASED #010891-2.01 -1990	FIRMWARE RELEASE 2.01 (12-30-99)
DANAHER CONTROLS	ELECTRONIC 1242 DRE (FORMERLY KNOWN AS THE SHOUTRONIC 1242) (7-9-96)	NASED #010502-5T2_6T5 -1990 NASED #010503-5T2_6T5 -1990	FIRMWARE FOR 6T MACH/ (11/01/01) FIRMWARE FOR 5T MACH (11/01/01)
DANAHER CONTROLS	EMS SOFTWARE VERSION 2.00	NASED #020100002.00-1990	APPROVED 7/10/98 FOR USE WITH ELECT 1242 DRE MODELS 5T & 6T
DANAHER CONTROLS	GUARDIAN EMS 2.10	NASED #0406000210-1990	SOFTWARE VERSION SPECIFICALLY FOR THE STATE OF DELAWARE
	GUARDIAN EMS 2.10-DE	NASED #0406000210-DE1990	
DIEBOLD (FORMERLY GLOBAL ELECTION SYSTEM)	ACCU-TOUCH ELECTRONIC DRE KIOSK (9-10-96) DRE TOUCH SCREEN PORTABLE (12-5-97)	NASED # 010601A-1.0 (KIOSK)-1990 010601B-1.0 (PORTABLE)-1990	A=KIOSK RELEASE 1.0 (9-10-96) B=PORTABLE DESIGN TESTED (HARDWARE) 12-5-97 REL. 1.0
DIEBOLD (FORMERLY GLOBAL ELECTION SYSTEM)	ACCU-VOTE ES-2000 (BALLOT READER) PRECINCT COUNT	NASED #010701-1.94W -1990	FIRMWARE REL. 1.94W (12-28-99)
DIEBOLD (FORMERLY Global Election Systems)	Global Election Management System (GEMS)	NASED #N0306011114-1990 #N0306011715-1990 #N0306011717-1990	GEMS Version 1.11.14 (4/9/2001) GEMS Version 1.17.15 (7/25/2001) GEMS Version 1.17.17 (10/22/2001)
DIEBOLD (FORMERLY Global Election Systems)	AccuVote AVTS-R6 DRE Touchscreen	NASED#N010702-4.3.9-1990	FIRMWARE REL. 4.3.9 (7-2-02)
ES&S	PCB 2100 PRECINCT BALLOT READER (9-7-99)	NASED #010105-1990	FIRMWARE RELEASE HPS.A406/APS.A5.04
ES&S	VOTRONIC DRE TOUCHSCREEN	NASED #010104 -1990	FIRMWARE RELEASE 4.4 (11-24-99)

Voting Systems Secretariat: The Election Center, 12543 Westella, Suite 100, Houston, TX 77077-3929

4 各社の電子投票機器

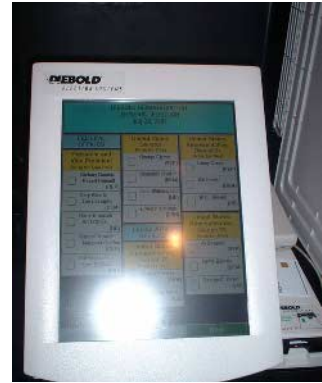
HART intercivic 社
ダイヤル選択方式を持つ
ユニークな電子投票機



ACCUPOLL 社
タッチスクリーン方式
の電子投票機



DIEBOLD 社
タッチスクリーン方式
の電子投票機



SEQUOIA 社
タッチスクリーン方式
の電子投票機器



Avane International
Technology, Inc 社
タッチスクリーン方式
の電子投票機



Election System
Software 社
タッチスクリーン方式
の電子投票機



UNILECT ORPORATION 社
タッチスクリーン方式の電子投
票機



第2節 「2002年米国投票制度改善法」

(Help America Vote Act. (H. R. 3295))

2000年の大統領選挙の後にフロリダ州で起こったような投票の問題を防ぐことおよび選挙手続きを明確にするための法律「2002年米国投票制度改善法」(Help America Vote Act. (H. R. 3295))が、2002年10月29日に成立した。この法律は、連邦政府が選挙手続きを州に任せることを望む共和党と連邦政府が、投票およびすべての票を正確に集計する容易な手段の保証をすることを望む両党の意見が合致してできたとも言える。

1 提案理由

- ① パンチカード式投票機を交換する州への資金提供
- ② 連邦議会選挙執行の支援、選挙法およびプログラムの支援に資するための選挙支援委員会の設立
- ③ 州および地方自治体に向けた連邦議会選挙執行のための選挙管理の最低基準の作成

2 概要

(1) 第1章 州に対する選挙管理改善並びにパンチカード式投票機およびレバー式投票機の交換のための補助(第101条～第106条)

- ① パンチカード式およびレバー式投票機の交換に要する経費に対する補助
3億2500万ドル(合衆国全体)(第104条)
- ② 選挙管理を改善に要する経費に対する補助
3億2500万ドル(合衆国全体)(第104条)
- ③ 第1章の条件のもと各州は最低 500万ドルの受取りが保証される。(第103条)
 - ※1 州政府が対象
 - ※2 ①および②については、各州の有権者数によって受け取る金額が変更となる。
 - ※3 ①+②の合計が500万ドル未満の場合、③により500万ドルの金額が各州に保証される。

(2) 第2章 選挙支援委員会

- ① 委員会は、大統領により指名され、上院の助言と同意をうけた4名から構成される。
- ② 委員会には規則を作成する権限はないが、定められたプロセスのもと投票機器および必要条件について任意の基準を作成することができる。

③ 委員会は、補助金の支給、投票システムの証明および試験、選挙問題についての調査を行う。

ア 選挙従事者の訓練、選挙人の教育、連邦議会選挙執行の改善に要する経費に対する補助(第 257 条)

30 億ドル(合衆国全体)2003 年度：14 億ドル 2004 年度：10 億ドル
2005 年度：6 億ドル

イ 身体障害を持つ者が投票所へのアクセスを容易にするための経費に対する補助(第 264 条)

1 億ドル(合衆国全体) 2003 年度：5 千万ドル
2004 年度：2 千 5 百万ドル 2005 年度：2 千 5 百万ドル

ウ 開票技術の開発および調査に要する経費に対する補助：投票機器の正確性、障害者および英語の能力にハンディキャップを持つ者に対応する機器の調査(1965 年の投票権法と同じ範囲)(第 271 条)

2 千万ドル

エ 新しい投票システムおよび機器に対する実施計画に要する経費に対する補助(第 283 条)

1 千万ドル

オ 障害を持つ者が、選挙人登録および投票を容易にするための経費に対する補助(第 292 条)

4 千万ドル

(3) 第 3 章 誰もが使用できる投票機器および選挙管理の統一

① 各州は、下記の条件を満たさなければならない。

ア 投票者が、非公開な場所において独自で投票用紙の間違いを確認し、訂正する機会を与える。

イ 各投票機器は、紙ベースの記録を持たなくてはならない。

ウ 一つの地区に最低一つは障害者用の投票機器を設置する。

エ 投票権法に準ずる代替言語の提供

オ 投票機器は、アメリカ連邦選挙委員会(FEC)の作成した誤差率を超えない。

カ 州の中で使用される投票機器についてどの機器が、適正であるか定める。

キ 臨時の投票を認めること。

ク コンピュータ化された正確な有権者登録リストの作成

② 選挙人の登録等

ア 選挙人登録をする場合、有権者は、運転免許証の番号を提示しなければならない。免許証がない場合は、ソーシャルセキュリティナンバーの最後の 4 桁の数字を提示しなければならない。もし、両方とも無い場合には、固有の数字を与えられる。

イ 初めて郵便により、選挙人登録をする有権者は、投票をするときに ID を提示しなければならない。

ウ 州は、偽り無く、正確な選挙人登録名簿を持たなくてはならない。

エ 裁判所の決定により、指定された投票時間以外に投票した者の投票用紙は、別々に数えなくてはならない。

(4) 第4章 施行

① 司法省は、この法律の妨害行為に対し何らか手段を講じるかもしれない。

② 資金を受け取る各州は、苦情を聞くための管理上の苦情処理手続きを確立しなければならない。

③ 資金を受け取る各州は苦情処理手続きを確立するか、あるいは司法省の案に従わなければ、この法律の資金を受け取ることはできない。

(5) 第5章 大学生による投票制度改善プログラム

○ 投票従事者としてこの過程に参加する大学院生支援に要する経費に係る補助

500 万ドル

(6) 第6章 高校生による投票制度改善基金

○ 投票従事者としてこの過程に参加する高校生支援に要する経費に係る補助

500 万ドル

(7) 第7章 軍人および海外在住者に対する投票の改善

(8) 第8章 経過規定

(9) 第9章 雑則